



発行 東京都

目次

60

告示

- 東京湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画……………（環境局自然環境部水環境課）…一
- 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準……………（同）…五

告示

●東京都告示第千八十五号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の三第一項の規定に基づき、東京湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を定めたので、同条第五項の規定により、その内容を次のとおり告示する。

平成二十九年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

東京湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画

東京都の総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第1号へ掲げる区域（指定地域）について、平成28年9月30日付けで環境大臣から通知のあった「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾）」に定められた東京都の削減目標量を達成するため、次に掲げる事項を定めるものである。

- 1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量
- 2 削減目標量の達成の手段
- 3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量  
平成31年度を目標年度とする発生源別の汚濁負荷量の削減目標量は、次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

区分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 平成26年度における量 (トン/日)
生活排水	3.4	3.5
産業排水	4	4
その他	8	8
計	4.6	4.7

(注)

- 生活排水とは、日常生活に伴い排出されるし尿や炊事、洗濯、入浴等の排水であり、下水道や浄化槽を通じ、又は直接公共用水域に排出されるものをいう。
- 産業排水とは、物品の製造、加工等に係る工場や事業場からの排水であり、下水道を通じ、又は直接公共用水域に排出されるものをいう。
- その他とは、生活排水及び産業排水以外の土壌や家畜等に由来するものをいう。

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

区分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 平成26年度における量 (トン/日)
生活排水	4.6	4.7
産業排水	3	3
その他	1.1	1.1
計	6.0	6.1

(3) りん含有量について

表3 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

区分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 平成26年度における量 (トン/日)
生活排水	3.6	3.8
産業排水	0.3	0.3
その他	0.8	0.9
計	4.7	5.0

2 削減目標量の達成の方途

(1) 生活排水対策  
今後、引き続き、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の削減に努めることが必要であり、この総量削減計画（第8次）において、下水道の高度処理化の推進をはじめとする次の対策に取り組んでいく。

(1) 生活排水対策

東京都内に流入する化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の削減を図るため、下水処理場における高度処理化等を推進する。

一方、当面、下水道に接続できない地域においては、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備、処理の高度化及び施設の適正な維持管理等を、市町村等と協力して計画的に推進する。

ア 下水道の整備等

(7) 下水道の整備の促進

下水道の整備については、下水道普及率が概成100%を達成したが、今後も、下水道未普及地域における下水道の普及促進を図るとともに、下水道普及地域においては下水処理場における施設の維持管理の徹底等により、排水水質の安定及び向上に努める。

また、窒素及びりんの高度処理については、目標年度までに表4に示すとおり、高度処理等を導入するほか、既存施設において設備改良と運転管理の工夫により窒素及びりんを除去する処理方式（準高度処理）を導入し、窒素含有量及びりん含有量の削減を推進する。

表 4 高度処理等導入目標 (単位: 万立方メートル/日)

窒素・リンの除去方法	平成26年度	平成31年度
高度処理・準高度処理	25.3 (3.2%)	41.0 (5.2%)

(注) 下水道局資料による。

( ) 内は、計画処理能力に対する高度処理能力の割合

(4) 合流式下水道の改善

これまで七次におたる水質総量規制の間、下水道普及率が、概成100%を達成するとともに、下水処理の高度化等が進められた結果、都内の汚濁負荷量は着実に減少してきたが、雨天時の合流式下水道からの越流水に起因する汚濁負荷の削減を、引き続き、推進する必要がある。

このため、経営計画2016(平成28年2月東京都下水道局)に基づき、降雨初期の特に汚れた下水を一時貯留し、晴天時に水再生センターで処理することにより、合流式下水道からの越流水による河川や海などへ放流される汚濁負荷を削減する。この計画により、区部において平成26年度末累計で114万立方メートルであった雨天時の下水を貯留する施設を、平成31年度末累計で140万立方メートルまで整備する。

また、水再生センターにおける高速ろ過施設の整備、再開発事業などに合わせた合流式下水道の部分分流化、雨水吐口におけるごみ等の流出抑制対策、雨水浸透施設の設置等を推進し、東京湾の水質改善に努める。

イ その他の生活排水処理施設の整備等

(7) 浄化槽の整備等

浄化槽法(昭和58年法律第43号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づき、浄化槽の適正な設置、保守点検、清掃及び定期検査を徹底する。

既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進については、東京都生活排水対策指導要綱(昭和61年2月27日付60環水規第529号)に基づき、市町村と協力して引き続き実施する。

処理対象人員100人以下の合併処理浄化槽の設置及び既設の単独処理浄化槽の撤去については、東京都浄化槽設置事業補助金交付要綱(昭和61年7月2日付61環水規第136号)に基づき、対象事業を実施している市町村に対して補助を行い、整備の促進を図る。

(4) し尿処理施設の適正管理

し尿処理施設については、処理施設の維持管理の徹底により、排水水質の安定及び向上を図る。

(4) 一般家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法及び東京都生活排水対策指導要綱に基づき、市町村と協力し、家庭でできる雑排水対策についての普及及び啓発に努めるとともに、特に対策の実施が必要な地域として生活排水対策重点地域に指定された市町村は、計画的、総合的に生活排水対策を推進する。

また、下水道整備地域においても、一般家庭等において取り組める生活排水対策の普及及び啓発を行うことにより、下水処理場が受け入れる汚濁負荷を削減し、処理水質の向上に資する。

(2) 産業排水対策

ア 総量規制基準が適用される事業場に対する対策

指定地域内の日平均排水量が50立方メートル以上の総量規制基準適用事業場については、排水水質の実態、排水処理の技術水準等を考慮して、業種等の区分ごとに化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を設定し、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を求めることにより、汚濁負荷量の削減を図る。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

指定地域内の日平均排水量が50立方メートル未満の特定事業場等については、水質汚濁防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。)に基づく濃度規制を徹底する。

また、排出水の実態等を考慮し、小規模事業場排水対策マニュアル(平成13年3月環境省環境管理局)等に基づき、適正な排水処理について啓発等を行い、汚濁負荷量の削減に努める。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

ア 農地からの負荷低減対策

農地については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)、有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)等に基づき、エコファーマーの認定促進、エコ農産物の認証促進、有機農業への参入促進、施肥量の適正化、化学肥料の使用の抑制等により、農地由来する汚濁負荷の削減に努める。

イ 家畜からの負荷低減対策

家畜のふん尿については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)等に基づき、家畜排せつ物の野積み等の不適切な管理方法の改善、堆肥化、エネルギー資源としての有効利用を促進すること等により、

家畜排せつ物に由来する汚濁負荷の削減に努める。

ウ 養殖漁場からの負荷低減対策

養殖漁場については、適正な給餌量による養殖及び養魚の排せつ物等の残滓の除去などの啓発を行い、養殖漁場に由来する汚濁負荷の削減に努める。

エ 小型の船舶から排出されるし尿の適正処理

東京湾の水質の保全と水辺の快適性を確保するため、環境確保条例により、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）で定める水域において、小型の船舶から排出されるし尿の適正処理について指導を行い、汚濁負荷の削減を図る。

(4) 普及及び啓発等

水環境の改善を推進するためには、関係する自治体が広域的に連携するとともに、都民及び事業者の理解及び協力が不可欠である。

都民及び事業者に対して、東京湾流域の自治体と連携したイベント、ホームページ、パンフレット等により、家庭や職場でできる対策の普及及び啓発に努める。

さらに、児童、生徒等に対しても、水環境の改善等環境を大切にすること正しい知識の習得、環境保全活動への参加等について普及及び啓発に努める。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

(1) 環境改善事業の推進

ア 底質汚泥の除去等

底質汚泥による水質の悪化及び悪臭の発生を防止するため、東京湾の運河部及び河川の汚泥しゅんせつを行う。

また、東京湾の運河部の一部においては、汚泥しゅんせつと同程度の効果に加え、底質からの窒素及びリンの抑制が期待できる覆砂を行う。

イ 中小河川の河川直接浄化施設

生活排水等で汚濁している中小河川に整備した河川直接浄化施設で、東京湾に流入する汚濁負荷の削減に努める。

ウ 河川の流量確保等

河川の自浄作用を高めるため、流量の少ない河川に下水の高度処理水や地下鉄トンネル内からの湧水等を導水し、水質を改善し、河川の自然環境の保全及び回復に努める。

エ 水辺の自然環境の保全・再生

水生生物をはじめとした多様な生物の生息環境を創出するため、海浜、浅場等の創出・整備を行うとともに、自然の浄化機能を生かした水辺環境の保全・改善に努める。また、護岸の整備に当たっても、多様な生態系の維持に配慮した環境配慮型構造物の整備を行う。

(2) 排水等の削減の推進

ア 水使用の合理化及び水の再利用

事業場等における水使用の合理化及び水の再利用を推進して、排水等を削減し、汚濁負荷の削減に努める。

イ 雨水浸透及び貯留

降雨時に雨水とともに汚濁物質が、河川や海域に流出することを抑制するため、雨水浸透ますや雨水貯留施設の設置を推進し、汚濁負荷の削減に努める。

ウ 大規模建築物への雨水利用システムを導入

雨水を有効に利用することにより、建築物から排出される汚水及び雨水の流出量を削減し、汚濁負荷の削減に努める。

(3) 監視体制の整備

ア 水質汚濁の監視等

東京湾に流入する河川の水質及び流量並びに東京湾における水質の状況を監視する。

イ 汚濁発生源の監視

指定地域内の事業場に対する立入検査等を実施し、汚濁発生源から排出される汚濁負荷量を把握する。

(4) 調査研究の推進

東京湾の水環境を改善するために必要な調査研究を実施する。

●東京都告示第千八十六号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。）第四条の五第一項及び第二項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成二十九年九月一日から施行する。ただし、同日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（同日以後新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量）を除く特定排水の量に係る  $C_c$ 、 $C_{co}$ 、 $C_{ci}$  及び  $C_{cj}$  の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値、 $C_n$ 、 $C_{no}$  及び  $C_{ni}$  の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値並びに  $C_p$ 、 $C_{po}$  及び  $C_{pi}$  の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値は、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前のおりとする。

この告示において、指定地域内事業場とは、法第二条第二項に規定する特定施設又は同条第三項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場で、一日当たりの平均的な同条第六項に規定する排水の量が五十立方メートル以上であるものをいう。

なお、この告示の施行に伴い、平成二十四年東京都告示第二百九十八号（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準）は、平成二十九年八月三十一日限り廃止する。

平成二十九年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 適用する地域

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八

号）別表第二第一号ハに掲げる区域

二 適用する工場又は事業場

指定地域内事業場

三 総量規制基準

(一) 化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、次の表の指定地域内事業場の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の総量規制基準の欄に掲げる算式により算出される汚濁負荷量とする。

<p>指定地域内事業場の区分</p>	<p>総量規制基準</p>
<p>一 昭和五十五年六月三十日において既に設置されている指定地域内事業場（同日以前に法第五条又は第七条の規定による届出（以下「届出」という。）がされ、当該届出に係る特定施設の設置又は構造等の変更により、新たに指定地域内事業場となったものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
<p>二 昭和五十五年七月一日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）</p>	$L_c = (C_{of} \cdot Q_{of} + C_{oi} \cdot Q_{oi} + C_{oo} \cdot Q_{oo}) \times 10^{-3}$
<p>三 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第三百二十七号。以下「昭和五十六年改正政令」という。）の施行により昭和五十七年六月三十日までに新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十六年改正政令の施行により同日後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以前に届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$

<p>四 昭和五十六年改正政令の施行により昭和五十七年七月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に届出がされたものを含む。）のうち、同日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更されたもの及び昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に届出がされたものを除く。）</p>	$L_c = (C_{of} \cdot Q_{of} + C_{oi} \cdot Q_{oi} + C_{oo} \cdot Q_{oo}) \times 10^{-3}$
<p>五 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第五百五十七号。以下「昭和五十七年改正政令」という。）の施行により昭和五十七年十二月三十一日までに新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十七年改正政令の施行により同日後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以前に届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
<p>六 昭和五十七年改正政令の施行により昭和五十八年一月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に届出がされたものを含む。）のうち、同日以後届出がされ、当</p>	$L_c = (C_{of} \cdot Q_{of} + C_{oi} \cdot Q_{oi} + C_{oo} \cdot Q_{oo}) \times 10^{-3}$

<p>七</p> <p>該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更されたもの及び昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に届出がされたものを除く。）</p> <p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第二百五十二号。以下「昭和六十三年改正政令」という。）の施行により平成元年三月三十一日まで新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和六十三年改正政令の施行により同日後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以前に届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p> <p><math>Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}</math></p>	<p>八</p> <p>昭和六十三年改正政令の施行により平成元年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和六十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に届出がされたものを含み、同日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更されたもの及び昭和六十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に届出がされたものを除く。）</p> <p><math>Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}</math></p>
<p>九</p> <p>水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成二年政令第二百六十六号。以下「平成二年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p> <p><math>Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}</math></p>	<p>十</p> <p>平成二年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成三年四月一日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設（指定地域特定施設を含む。）が設置され、又は構造等が変更されたもの及び平成二年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p> <p><math>Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}</math></p>
<p>十一</p> <p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成三年政令第二百四十号。以下「平成三年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p> <p><math>Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}</math></p>	<p>十二</p> <p>平成三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成三年十月一日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更されたもの及び平成三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p> <p><math>Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}</math></p>

<p>十三        廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。以下「平成九年廃掃法改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
<p>十四        平成九年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成九年十二月一日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更されたもの及び平成九年廃掃法改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
<p>十五        水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十年政令第七十三号。以下「平成十年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
<p>十六        平成十年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十年六月十七日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更されたもの及び平成十年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$

<p>十七        水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十一年政令第四百十二号。以下「平成十一年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
<p>十八        平成十一年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十二年三月一日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更されたもの及び平成十一年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
<p>十九        水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第二百一号。以下「平成十三年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
<p>二十        平成十三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十三年七月一日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更されたもの及び平成十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$

<p>二十一 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第四百十七号。以下「平成二十四年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>二十二 平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成二十四年五月二十五日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更されたもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>
<p><math>L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}</math></p>	<p><math>L_c = (C_{c,j} \cdot Q_{c,j} + C_{c,o} \cdot Q_{c,o}) \times 10^{-3}</math></p>

備考

この表の総量規制基準の欄に掲げる算式において、 $L_c$ 、 $C_c$ 、 $Q_c$ 、 $C_{c,j}$ 、 $C_{c,i}$ 、 $C_{c,o}$ 、 $Q_{c,j}$ 、 $Q_{c,i}$ 及び $Q_{c,o}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$L_c$  排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)

$C_c$  別表第一(一)の欄に掲げる化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)

$Q_c$  特定排水(排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途での用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量(単位 一日につき立方メートル)

$C_{c,j}$  別表第一(三)の欄に掲げる化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)

$C_{c,i}$  別表第一(二)の欄に掲げる化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)

$C_{c,o}$  と同じ値(単位 リットルにつきミリグラム)

$Q_{c,j}$  平成三年七月一日(十二の項にあつては平成三年十月一日、十四の項にあつては平成九年十二月一日、十六の項にあつては平成十年六月十七日、十八の項にあつては平成十二年三月一日、二十の項にあつては平成十三年七月一日、二十二の項にあつては平成二十四年五月二十五日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量(当該日以後新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量。単位 一日につき立方メートル)

$Q_{c,i}$  昭和五十五年七月一日(四の項にあつては昭和五十七年七月一日、六の項にあつては昭和五十八年一月一日、八の項にあつては平成元年四月一日、十の項にあつては平成三年四月一日)から平成三年六月三十日まで(同期間に新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量(  $Q_{c,j}$  を除く。 )。単位 一日につき立方メートル)

$Q_{c,o}$  特定排水の量(  $Q_{c,j}$  及び  $Q_{c,i}$  を除く。単位 一日につき立方メートル)

(二) 窒素含有量に係る総量規制基準は、次の表の指定地域内事業場の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の総量規制基準の欄に掲げる算式により算出される汚濁負荷量とする。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
一	平成十四年九月三十日において既に設置されている指定地域内事業場（同日以前に届出がされ、当該届出に係る特定施設の設置又は構造等の変更により、新たに指定地域内事業場となったものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
二	平成十四年十月一日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$L_n = (C_{n1} \cdot Q_{n1} + C_{n0} \cdot Q_{n0}) \times 10^{-3}$
三	平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
四	平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成二十四年五月二十五日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等の変更がされたもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_n = (C_{n1} \cdot Q_{n1} + C_{n0} \cdot Q_{n0}) \times 10^{-3}$

備考

この表の総量規制基準の欄に掲げる算式において、 $L_n$ 、 $C_n$ 、 $Q_n$ 、 $C_{ni}$ 、 $C_{no}$ 及び $Q_{no}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$L_n$  排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

$C_n$  別表第二(一)の欄に掲げる窒素含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）

$Q_n$  特定排出水の量（単位 一日につき立方メートル）

$C_{ni}$  別表第二(二)の欄に掲げる窒素含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）

$C_{no}$   $C_n$ と同じ値（単位 一リットルにつきミリグラム）

$Q_{ni}$  平成十四年十月一日（四の項にあつては平成二十四年五月二十五日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量。単位 一日につき立方メートル）

$Q_{no}$  特定排出水の量（ $Q_{ni}$ を除く。単位 一日につき立方メートル）

(三) りん含有量に係る総量規制基準は、次の表の指定地域内事業場の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の総量規制基準の欄に掲げる算式により算出される汚濁負荷量とする。

<p>指定地域内事業場の区分</p>	<p>一 平成十四年九月三十日において既に設置されている指定地域内事業場（同日以前に届出がされ、当該届出に係る特定施設の設置又は構造等の変更により、新たに指定地域内事業場となったものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>二 平成十四年十月一日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）</p>	<p>三 平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>四 平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成二十四年五月二十五日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等の変更がされたもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>
<p>総量規制基準</p>	<p><math>L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}</math></p>	<p><math>L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}</math></p>	<p><math>L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}</math></p>	<p><math>L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}</math></p>

備考

この表の総量規制基準の欄に掲げる算式において、 $L_p$ 、 $C_p$ 、 $Q_p$ 、 $C_{pi}$ 、 $C_{po}$ 、 $Q_{pi}$ 及び $Q_{po}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$L_p$  排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

$C_p$  別表第三(一)の欄に掲げるりん含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）

$Q_p$  特定排水の量（単位 一日につき立方メートル）

$C_{pi}$  別表第三(二)の欄に掲げるりん含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）

$C_{po}$   $C_p$ と同じ値（単位 一リットルにつきミリグラム）

$Q_{pi}$  平成十四年十月一日（四の項にあっては平成二十四年五月二十五日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（同日以後新たに設置される指定地域内事業場に係る場合）にあっては、特定排水の量。単位 一日につき立方メートル）

$Q_{po}$  特定排水の量（ $Q_{pi}$ を除く。単位 一日につき立方メートル）

別表第一

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)			備考
		(一)	(二)	(三)	
二	畜産農業	七〇	七〇	六〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	六〇	六〇	
四	非金属鉱業	二〇	二〇	二〇	
五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	四〇	四〇	三〇	
六	乳製品製造業	三〇	三〇	二〇	
七	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	四〇	四〇	三〇	平成八年九月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更に増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量にあっては、(三)の欄の値は三〇とする。
八	水産缶詰・瓶詰製造業	四〇	四〇	三〇	
九	寒天製造業	五五	五五	五五	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三〇	三〇	二〇	
一一	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	三〇	三〇	二〇	
一二	冷凍水産物製造業	三〇	三〇	二〇	
一三	冷凍水産食品製造業	四〇	四〇	三〇	
一四	水産食料品製造業(整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	四〇	四〇	三〇	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	三〇	三〇	三〇	

一六	野菜漬物製造業	四〇	四〇	三〇	
一七	味噌製造業	七〇	七〇	三〇	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	七〇	七〇	四〇	
一九	うま味調味料製造業	二〇	二〇	二〇	
二〇	ソース製造業	三〇	三〇	三〇	
二一	食酢製造業	四〇	四〇	三〇	
二二	砂糖精製業	四〇	四〇	三〇	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	五〇	五〇	三〇	
二四	小麦粉製造業	三〇	三〇	三〇	
二五	パン製造業	三〇	三〇	二〇	
二六	生菓子製造業	四〇	四〇	三〇	
二七	ビスケット類・干菓子製造業	四〇	四〇	三〇	
二八	米菓製造業	四〇	四〇	四〇	
二九	パン・菓子製造業(整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。)	四〇	四〇	三〇	
三〇	植物油脂製造業	四〇	四〇	三〇	
三一	動物油脂製造業	四〇	四〇	三〇	
三二	食用油脂加工業	四〇	四〇	三〇	
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	五〇	五〇	四〇	
三四	穀類でんぷん製造業	五〇	五〇	四〇	

五八	五七	五五	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三五
繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工)	繊維工業で麻製織工程に係るもの	繊維工業(整理番号五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。)で整毛工程に係るもの	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	たばこ製造業	有機質肥料製造業	単体飼料製造業	配合飼料製造業	インスタントコーヒー製造業	蒸留酒・混成酒製造業	清酒製造業	ビール製造業	果実酒製造業	清涼飲料製造業	そう(葱)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	冷凍調理食品製造業	あん類製造業	豆腐・油揚げ製造業	めん類製造業
四〇	九〇	七五	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	六〇	三〇	三〇
四〇	九〇	七五	三〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	三〇	二〇	六〇	三〇	三〇
三〇	九〇	七〇	三〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	二〇	三〇	二〇	四〇	三〇	三〇

六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	
一般製材業又は木材チップ製造業	繊維工業(整理番号五五の項から前項までに掲げるものを除く。)	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。を含む。)
四〇	三〇	四〇	四〇	四〇	七〇	九〇	五〇	五〇	九〇	八〇	
四〇	三〇	四〇	四〇	四〇	七〇	九〇	五〇	五〇	九〇	八〇	
四〇	三〇	四〇	四〇	四〇	六〇	八〇	五〇	五〇	九〇	八〇	

七二	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパイクルボード製造業	三〇	三〇	三〇	接着機洗浄水を循環するものにあつては、(一)の欄から(三)の欄までの値は、それぞれ一〇とする。
七五	木材薬品処理業	二〇	二〇	二〇	
七六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	七〇	七〇	六〇	
七七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	六〇	六〇	六〇	
七八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	五〇	五〇	五〇	
七九	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	七〇	七〇	七〇	
八〇	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラウンドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラウンドパルプ製造工程を含む。)(又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。))に係るもの	八〇	八〇	八〇	
八一	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	六〇	五〇	四〇	
八二	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。))に係るもの	七〇	七〇	六〇	

八三	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	六〇	六〇	五〇	
八四	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。))に係るもの	九〇	九〇	八〇	
八五	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	一〇〇	一〇〇	七〇	
八六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラウンドパルプ、リファイナードパルプ、リパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。))に係るもの	五〇	四〇	四〇	
八七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	三〇	二〇	二〇	
八八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	四〇	四〇	四〇	
八九	機械すき和紙製造業	六〇	六〇	六〇	
九〇	手すき和紙製造業	九〇	九〇	八〇	
九一	塗工紙製造業	二〇	二〇	二〇	
九二	段ボール製造業	二〇	二〇	一五	
九三	重包装紙袋製造業	七〇	七〇	七〇	
九四	セロファン製造業	二五	二五	一五	

九五	乾式法による繊維板製造業	四〇	四〇	四〇	
九六	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	八〇	八〇	六〇	
九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号七六の項から前項までに掲げるものを除く。)	二〇	二〇	二〇	
一〇〇	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	五〇	五〇	五〇	
一〇一	製版業	五〇	五〇	五〇	
一〇二	窒素質・りん酸質肥料製造業	三〇	三〇	三〇	
一〇三	複合肥料製造業	三〇	三〇	三〇	
一〇四	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	三〇	三〇	三〇	
一〇五	ソーダ工業	二〇	二〇	二〇	
一〇六	電炉工業	二〇	二〇	二〇	
一〇七	無機顔料製造業	二〇	二〇	二〇	
一〇八	無機化学工業製品製造業(整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。)	二〇	二〇	二〇	硫化鉄銻を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあつては、(一)の欄から(三)の欄までの値は、それぞれ四〇とする。
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	六〇	六〇	四〇	
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	五〇	五〇	三〇	
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	三〇	二〇	二〇	

一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	四〇	四〇	四〇	
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	五〇	五〇	五〇	
一一四	石油化学系基礎製品製造業(整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	六〇	四〇	四〇	
一一五	脂肪族系中間物製造業	六〇	六〇	五〇	
一一六	メタン誘導品製造業	三〇	三〇	二〇	
一一七	発酵工業	二〇	二〇	二〇	
一一八	コールドタル製品製造業	二二〇	二二〇	二二〇	
一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	五〇	五〇	三〇	
一二〇	プラスチック製造業	三〇	二〇	二〇	
一二一	合成ゴム製造業	四〇	四〇	四〇	
一二二	有機化学工業製品製造業(整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	五〇	五〇	五〇	
一二三	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	五〇	三〇	二〇	
一二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	三〇	三〇	三〇	
一二五	合成繊維製造業	三〇	二〇	二〇	

一四八	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	三〇	三〇	三〇	
一四七	石油精製業	二〇	二〇	二〇	
一四六	化学工業(整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。)	四〇	四〇	四〇	
一四五	イオン交換樹脂製造業	一六〇	一六〇	一三〇	
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	四〇	四〇	四〇	
一四三	写真感光材料製造業	一五	一〇	一〇	
一四二	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	二〇	二〇	二〇	
一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	三〇	三〇	二〇	
一三九	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	三〇	三〇	二〇	
一三八	合成香料製造業	一一〇	一一〇	一一〇	
一三七	農薬製造業	三〇	三〇	二〇	
一三六	火薬類製造業	二〇	二〇	二〇	
一三五	動物用医薬品製造業	六〇	六〇	五〇	
一三四	生薬・漢方製剤製造業	二〇	二〇	二〇	
一三三	生物学的製剤製造業	三〇	三〇	三〇	
一三二	医薬品製剤製造業	三〇	三〇	三〇	
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	七〇	七〇	六〇	
一三〇	印刷インキ製造業	四〇	四〇	三〇	
一二九	塗料製造業	四〇	四〇	四〇	
一二八	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	四〇	四〇	四〇	
一二七	石けん・合成洗剤製造業	一〇	一〇	一〇	
一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	四〇	四〇	三〇	

一四九	コークス製造業	一八〇	一八〇	九〇	
一五〇	石油コークス製造業	七〇	七〇	五〇	
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	一〇	一〇	一〇	
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	六〇	四〇	四〇	
一五三	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	二〇	二〇	二〇	
一五四	なめしかわ製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
一五五	毛皮製造業	五〇	五〇	五〇	
一五六	板ガラス製造業	一〇	一〇	一〇	
一五七	板ガラス加工業	一〇	一〇	一〇	
一五八	ガラス製加工素材製造業	一〇	一〇	一〇	
一五九	ガラス容器製造業	一〇	一〇	一〇	
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	一〇	一〇	一〇	
一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	一〇	一〇	一〇	
一六二	ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業	五〇	五〇	五〇	
一六三	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	三〇	三〇	三〇	
一六四	ガラス・同製品製造業(整理番号一五六の項から前項までに掲げるものを除く。)	一〇	一〇	一〇	
一六五	生コンクリート製造業	一〇	一〇	一〇	
一六六	コンクリート製品製造業	一〇	一〇	一〇	

一七八	亜鉛鉄板製造業	二〇	二〇	二〇	
一八七	ブリキ製造業	二〇	二〇	二〇	
一八六	伸線業	一〇	一〇	一〇	
一八五	引抜鋼管製造業	一〇	一〇	一〇	
一八四	磨棒鋼製造業	一〇	一〇	一〇	
一八三	伸鉄業	一〇	一〇	一〇	
一八二	鋼管製造業	二〇	二〇	二〇	
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業	二〇	二〇	二〇	
一八〇	冷間圧延業(整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。)	二〇	二〇	二〇	
一七九	熱間圧延業(整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。)	二〇	二〇	二〇	
一七八	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	二〇	二〇	二〇	
一七六	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	一〇	一〇	一〇	
一七五	フェロアロイ製造業	二〇	二〇	二〇	
一七三	高炉による製鉄業	一〇	一〇	一〇	
一七二	うわ葉製造業	二〇	二〇	二〇	
一七〇	鉱物・土石粉砕等処理業	二〇	二〇	二〇	
一六九	砕石製造業	二〇	二〇	二〇	
一六八	黒鉛電極製造業	二〇	二〇	二〇	
一六七	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	一〇	一〇	一〇	

一九九	めつき鋼管製造業	二〇	二〇	二〇	
一九〇	めつき鉄鋼線製造業	二〇	二〇	二〇	
一九一	表面処理鋼材製造業(整理番号一八七の項から前項までに掲げるものを除く。)	一〇	一〇	一〇	
一九二	鍛鋼製造業	一〇	一〇	一〇	
一九三	鍛工品製造業	一〇	一〇	一〇	
一九四	鋳鋼製造業	一〇	一〇	一〇	
一九五	鋳鉄物製造業(次項及び整理番号一九七の項に掲げるものを除く。)	一〇	一〇	一〇	
一九六	鋳鉄管製造業	一〇	一〇	一〇	
一九七	可鍛鉄製造業	一〇	一〇	一〇	
一九八	鉄粉製造業	一〇	一〇	一〇	
一九九	鉄鋼業(整理番号一七三の項から前項までに掲げるものを除く。)	一〇	一〇	一〇	
二〇〇	非鉄金属製造業	一〇	一〇	一〇	
二〇一	電気めつき業	四〇	四〇	四〇	
二〇二	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	一五	一〇	一〇	
二〇三	一般機械器具製造業	一〇	一〇	一〇	
二〇四	電子回路製造業	二〇	二〇	二〇	
二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	一〇	一〇	一〇	
二〇六	輸送用機械器具製造業	一〇	一〇	一〇	

二〇七	精密機械器具製造業	二五	一〇	一〇	
二〇八	ガス製造工場	二〇	二〇	二〇	
二〇九	下水道業	二〇	二〇	二〇	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、(一)の欄から(三)の欄までの値は、それぞれ一五とする。
二一〇	空瓶卸売業	三〇	二〇	二〇	
二一一	共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第六条に規定する施設をいう。)	三〇	三〇	二〇	
二一二	弁当仕出屋又は弁当製造業	五〇	四〇	三〇	
二一三	飲食店	五〇	四〇	三〇	平成十八年二月一日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、(一)の欄及び(二)の欄の値は、それぞれ三〇とする。
二一四	宿泊業	五〇	四〇	三〇	平成十八年二月一日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、(一)の欄及び(二)の欄の値は、それぞれ三〇とする。
二一五	リネンサプライ業	四〇	四〇	三〇	
二一六	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	四〇	四〇	三〇	
二一八	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	六〇	六〇	六〇	
二一九	自動車整備業	二〇	二〇	二〇	
二二〇	病院	三〇	三〇	三〇	

二二二		三〇	三〇	三〇	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定した処理対象人員が五〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。)
二二三		四〇	三〇	二〇	
二二四	ごみ処理業	三〇	三〇	三〇	
二二五	廃油処理業	二〇	二〇	二〇	
二二六		五〇	五〇	三〇	(一) 平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであつて、建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定した処理対象人員が五〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。 (二) 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、(一)の欄及び(二)の欄の値は、それぞれ二〇とする。
二二七		五〇	五〇	三〇	

二三六	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	二〇	二〇	二〇	
二二七	死亡獣畜取扱業	四〇	四〇	四〇	
二二八	と畜場	四〇	四〇	四〇	
二二九	中央卸売市場	二〇	二〇	二〇	
二三〇	地方卸売市場	二〇	二〇	二〇	
二二二	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第一条の二各号に掲げるものをいう。)	二〇	二〇	二〇	
二三二	整理番号二の項から前項までの分類されないもの	一五	一〇	一〇	
	自動車両洗浄施設	一五	一〇	一〇	
	浄水施設	一五	一〇	一〇	
	指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設(整理番号二二一の項及び同二二二の項に係るものを除く。)	四〇	三〇	三〇	
	その他のもの	四〇	三〇	三〇	

別表第二

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位:一リットルにつきミリグラム)	備考
二	畜産農業	(一) 六〇 (二) 六〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	
四	非金属鉱業	一五	
五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	二五	
六	乳製品製造業	一五	
七	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	三〇	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	二〇	
九	寒天製造業	二〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセイジ製造業	二〇	
一一	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	二五	
一二	冷凍水産物製造業	二五	
一三	冷凍水産食品製造業	三〇	
一四	水産食料品製造業(整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	二五	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	二〇	
一六	野菜漬物製造業	一五	
一七	味そ製造業	二〇	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	
一九	うま味調味料製造業	二〇	

四一	清涼飲料製造業	一五	一〇	
四〇	そう(惣)菜製造業のうち 煮豆の製造に係るもの	二〇	一〇	
三九	冷凍調理食品製造業	二〇	一〇	
三八	あん類製造業	一五	一〇	
三七	豆腐・油揚げ製造業	二〇	一〇	
三五	めん類製造業	一五	一〇	
三四	穀類でんぷん製造業	一五	一〇	
三三	ふくらし粉・イースト・そ の他の酵母剤製造業	二〇	一〇	
三二	食用油脂加工業	一五	一〇	
三一	動物油脂製造業	二〇	一〇	
三〇	植物油製造業	一五	一〇	
二九	パン・菓子製造業(整理番 号二五の項から前項まで に掲げるものを除く。)	一五	一〇	
二八	米菓製造業	一五	一〇	
二七	ビスケット類・干菓子製造業	一五	一〇	
二六	生菓子製造業	一五	一〇	
二五	パン製造業	一五	一〇	
二四	小麦粉製造業	二〇	一〇	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化 糖製造業	一五	一〇	
二二	砂糖精製業	一五	一〇	
二一	食酢製造業	二〇	一〇	
二〇	ソース製造業	二〇	一〇	

四二	果実酒製造業	一五	一〇	
四三	ビール製造業	一五	一〇	
四四	清酒製造業	一五	一〇	
四五	蒸留酒・混成酒製造業	一五	一〇	
四六	インスタントコーヒー製造業	二〇	一〇	
四七	配合飼料製造業	二〇	一〇	
四八	単体飼料製造業	二〇	一〇	
四九	有機質肥料製造業	二〇	一〇	
五〇	たばこ製造業	二〇	一〇	
五一	生糸製造業(副糸精練業 を含む。)	二〇	一〇	
五五	繊維工業(整理番号五一の 項に掲げるもの及び衣服 その他の繊維製品に係る ものを除く。以下同じ。) で整毛工程に係るもの	二〇	一〇	
五七	繊維工業で麻製織工程に 係るもの	二〇	一〇	
五八	繊維工業で毛織物機械染 色整理工程(のり抜き、精 練漂白、シルケット加工そ の他の染色整理工程に付 帯して行われる加工処理 工程(以下「染色整理工程 付帯加工処理工程」とい う。)を含む。)に係るもの	二〇	一〇	
五九	繊維工業で織物機械染色 整理工程(染色整理工程付 帯加工処理工程を含む。) に係るもの(前項に掲げる ものを除く。)	二〇	一〇	
六〇	繊維工業で織物手加工染 色整理工程(染色整理工程 付帯加工処理工程を含 む。)に係るもの	二〇	一〇	



一〇四	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一〇五	ソーダ工業	一五	一〇	
一〇六	電炉工業	一五	一〇	
一〇七	無機顔料製造業	二五	二〇	
一〇八	無機化学工業製品製造業（整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）	二〇	一〇	
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	一五	一〇	
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	一五	一〇	
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	一五	一〇	
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一五	一〇	
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	一五	一〇	
一一四	石油化学系基礎製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一一五	脂肪族系中間物製造業	一五	一〇	
一一六	メタン誘導品製造業	一五	一〇	
一一七	発酵工業	一五	一〇	
一一八	コーラタール製品製造業	三三〇	一七〇	

一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一五	一〇	
一二〇	プラスチック製造業	二〇	一〇	
一二一	合成ゴム製造業	一五	一〇	
一二二	有機化学工業製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一二三	レヨン・アセテート製造業のうちレヨンの製造に係るもの	一五	一〇	
一二四	レヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	一五	一〇	
一二五	合成繊維製造業	一五	一〇	
一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	一五	一〇	
一二七	石けん・合成洗剤製造業	一五	一〇	
一二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一二九	塗料製造業	一五	一〇	
一三〇	印刷インキ製造業	一五	一〇	
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	一五	一〇	
一三二	医薬品製剤製造業	一五	一〇	
一三三	生物学的製剤製造業	一五	一〇	
一三四	生薬・漢方製剤製造業	一五	一〇	
一三五	動物用医薬品製造業	一五	一〇	
一三六	火薬類製造業	一五	一〇	
一三七	農薬製造業	一五	一〇	
一三八	合成香料製造業	一五	一〇	
一三九	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	

一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	一五	一〇	
一四二	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	一五	一〇	
一四三	写真感光材料製造業	一五	一〇	
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	一五	一〇	
一四五	イオン交換樹脂製造業	一五	一〇	
一四六	化学工業（整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一四七	石油精製業	二〇	一〇	
一四八	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	一〇	
一四九	コークス製造業	五〇〇	三二〇	
一五〇	石油コークス製造業	二〇	一〇	
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	二〇	一〇	
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	一五	一〇	
一五三	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一五四	なめしかわ製造業	二〇	一〇	
一五五	毛皮製造業	一五	一〇	
一五六	板ガラス製造業	一五	一〇	
一五七	板ガラス加工業	一五	一〇	
一五八	ガラス製加工素材製造業	一五	一〇	
一五九	ガラス容器製造業	一五	一〇	
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	一五	一〇	
一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	一五	一〇	
一六二	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	一五	一〇	

一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	一〇	
一六四	ガラス・同製品製造業（整理番号一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一六五	生コンクリート製造業	一五	一〇	
一六六	コンクリート製品製造業	一五	一〇	
一六七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一六八	黒鉛電極製造業	一五	一〇	
一六九	砕石製造業	一五	一〇	
一七〇	鉱物・土石粉砕等処理業	一五	一〇	
一七二	うわ薬製造業	一五	一〇	
一七三	高炉による製鉄業	一五	一〇	
一七五	フェロアロイ製造業	一五	一〇	
一七六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一七八	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	一五	一〇	
一七九	熱間圧延業整理番号（一八二の項及び同一一八三の項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一八〇	冷間圧延業（整理番号一八二の項及び同一一八三の項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業	一五	一〇	
一八二	鋼管製造業	一五	一〇	
一八三	伸鉄業	一五	一〇	
一八四	磨棒鋼製造業	一五	一〇	
一八五	引抜鋼管製造業	一五	一〇	

二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	二〇	一〇	
二〇四	電子回路製造業	二〇	一〇	
二〇三	一般機械器具製造業	二〇	一〇	
二〇二	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	二〇	一〇	
二〇一	電気めっき業	二〇	一〇	
二〇〇	非鉄金属製造業	一五	一〇	
一九九	鉄鋼業(整理番号一七三の項から前項までに掲げるものを除く。)	一五	一〇	
一九八	鉄粉製造業	一五	一〇	
一九七	可鍛鉄製造業	一五	一〇	
一九六	鋳鉄管製造業	一五	一〇	
一九五	鋳鉄铸件製造業(次項及び整理番号一九七の項に掲げるものを除く。)	一五	一〇	
一九四	鋳鋼製造業	一五	一〇	
一九三	鍛工品製造業	一五	一〇	
一九二	鍛鋼製造業	一五	一〇	
一九一	表面処理鋼材製造業(整理番号一八七の項から前項までに掲げるものを除く。)	一五	一〇	
一八九	めっき鋼管製造業	一五	一〇	
一八八	亜鉛鉄板製造業	一五	一〇	
一八七	ブリキ製造業	一五	一〇	
一八六	伸線業	一五	一〇	

二〇九	下水道業	二五	二〇	(-) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水を処理するもの(高濃度の窒素を含む汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、(-)の欄及び(二)の欄の値は、それぞれ一五とする。
二〇八	ガス製造工場	一五	一〇	
二〇七	精密機械器具製造業	一五	一〇	
二〇六	輸送用機械器具製造業	二〇	一〇	
二二〇	空瓶卸売業	二〇	一〇	
二二二	弁当仕出屋又は弁当製造業	二五	一〇	
二二三	飲食店	二五	一〇	
二二四	宿泊業	二五	一五	
二二五	リネンサプライ業	二〇	一〇	
二二六	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	二五	一〇	
二二八	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	二五	一五	

二二九	自動車整備業	二五	一〇	
二二〇	病院	二五	一五	
二二二	し尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のものに限る。)	二五	一〇	
二二三	し尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。)	三五	一〇	
二二三	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	三五	一〇	
二二四	ごみ処理業	二五	一五	
二二五	廃油処理業	二五	一〇	
二二六	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	二五	一〇	
二二七	死亡獣畜取扱業	二五	一五	
二二八	と畜場	二五	一五	
二二九	中央卸売市場	二五	一五	
二三〇	地方卸売市場	二五	一五	
二三一	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第一条の二各号に掲げるものをいう。)	三〇	一〇	

二三二	自動式車両洗浄施設	一五	一〇	
二三二	浄水施設	一五	一〇	
二三二	指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設(整理番号二二二の項及び同二二二の項に係るものを除く。)	三五	一〇	
二三二	その他のもの	三五	一〇	

別表第三

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)		備考
		(一)	(二)	
二	畜産農業	八	八	
三	天然ガス鉱業	一・五	一	
四	非金属鉱業	一・五	一	
五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	四	一	
六	乳製品製造業	五	一	
七	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	五・五	一	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	三	一	
九	寒天製造業	三	一・五	
一〇	魚肉ハム・ソーセイジ製造業	三	一・五	
一一	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	三	一	
一二	冷凍水産物製造業	三	一・五	
一三	冷凍水産食品製造業	四	一	
一四	水産食料品製造業(整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類・塩干・塩蔵品製造業を含む。)	三	一・五	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	三	一	
一六	野菜漬物製造業	二・五	一	
一七	味そ製造業	四	一・五	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	四	一・五	
一九	うま味調味料製造業	二	一	

二〇	ソース製造業	三	一	
二一	食酢製造業	三	一・五	
二二	砂糖精製業	二	一	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	三	一・五	
二四	小麦粉製造業	三	一・五	
二五	パン製造業	二	一	
二六	生菓子製造業	三	一	
二七	ビスケット類・干菓子製造業	三	一	
二八	米菓製造業	三	一・五	
二九	パン・菓子製造業(整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。)	三	一・五	
三〇	植物油脂製造業	二・五	一	
三一	動物油脂製造業	二	一	
三二	食用油脂加工業	二・五	一	
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	二	一	
三四	穀類でんぷん製造業	三	一・五	
三五	めん類製造業	三	一	
三七	豆腐・油揚げ製造業	四	一	
三八	あん類製造業	三・五	一	
三九	冷凍調理食品製造業	四	一	
四〇	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	二・五	一	
四一	清涼飲料製造業	二・五	一	

六〇	織維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	二	一	
五九	織維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	二	一	
五八	織維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	二	一	
五七	織維工業で麻製織工程に係るもの	二	一	
五五	織維工業(整理番号五一の項に掲げるもの及び衣服その他の織維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	二	一	
五一	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	二	一	
五〇	たばこ製造業	二	一	
四九	有機質肥料製造業	二	一	
四八	単体飼料製造業	二	一	
四七	配合飼料製造業	二	一	
四六	インスタントコーヒー製造業	二・五	一	
四五	蒸留酒・混成酒製造業	二・五	一	
四四	清酒製造業	二・五	一	
四三	ビール製造業	三	一・五	
四二	果実酒製造業	二・五	一	

六二	織維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	二	一	
六一	織維工業で綿状織維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	二	一	
六三	織維工業で織維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	二	一	
六四	織維工業で不織布製造工程に係るもの	二	一	
六五	織維工業でフェルト製造工程に係るもの	一・五	一	
六六	織維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	二	一	
六七	織維工業で織維製衛生材料製造工程に係るもの	二	一	
六八	織維工業(整理番号五五の項から前項までに掲げるものを除く。)	二	一	
六九	一般製材業又は木材チップ製造業	二	一	
七一	合板製造業(集成材製造業を含む。)	一・五	一	
七二	合板製造業(集成材製造業を含む。)	一・五	一	
七三	合板製造業(集成材製造業を含む。)	一・五	一	
七四	木材薬品処理業	二	一	
七五	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解バルブ製造工程に係るもの	二	一	
七六	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトバルブ製造工程に係るもの	一・五	一	
七七	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトバルブ製造工程に係るもの	一・五	一	
七八	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドバルブ製造工程又はサーモメカニカルバルブ製造工程に係るもの	一・五	一	



一〇四	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	一・五	—	—
一〇五	ソーダ工業	一・五	—	—
一〇六	電炉工業	二	—	—
一〇七	無機顔料製造業	一・五	—	—
一〇八	無機化学工業製品製造業(整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。)	一・五	—	—
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	一・五	—	—
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	一・五	—	—
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	一・五	—	—
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一・五	—	—
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程・環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程・プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	一・五	—	—
一一四	石油化学系基礎製品製造業(整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	一・五	—	—
一一五	脂肪族系中間物製造業	一・五	—	—
一一六	メタン誘導品製造業	二	—	—
一一七	発酵工業	一・五	—	—
一一八	コールドタル製品製造業	二	—	—

一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一・五	—	—
一二〇	プラスチック製造業	一・五	—	—
一二一	合成ゴム製造業	一・五	—	—
一二二	有機化学工業製品製造業(整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	一・五	—	—
一二三	レイヨン・アセテート製造業のうちレイヨンの製造に係るもの	二	—	—
一二四	レイヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	二	—	—
一二五	合成繊維製造業	一・五	—	—
一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	二	—	—
一二七	石けん・合成洗剤製造業	二	—	—
一二八	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	一・五	—	—
一二九	塗料製造業	一・五	—	—
一三〇	印刷インキ製造業	二	—	—
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	一・五	—	—
一三二	医薬品製剤製造業	一・五	—	—
一三三	生物学的製剤製造業	一・五	—	—
一三四	生薬・漢方製剤製造業	二	—	—
一三五	動物用医薬品製造業	二	—	—
一三六	火薬類製造業	一・五	—	—
一三七	農薬製造業	二	—	—
一三八	合成香料製造業	二	—	—
一三九	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	二	—	—

一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	二	一	
一四二	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	二	一	
一四三	写真感光材料製造業	一・五	一	
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	一・五	一	
一四五	イオン交換樹脂製造業	一・五	一	
一四六	化学工業（整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	一・五	一	
一四七	石油精製業	一・五	一	
一四八	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	一・五	一	
一四九	コークス製造業	一・五	一	
一五〇	石油コークス製造業	二	一	
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	一・五	一	
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	一・五	一	
一五三	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一・五	一	
一五四	なめしかわ製造業	二	一	
一五五	毛皮製造業	二	一	
一五六	板ガラス製造業	一・五	一	
一五七	板ガラス加工業	一・五	一	
一五八	ガラス製加工素材製造業	一・五	一	
一五九	ガラス容器製造業	一・五	一	
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	一・五	一	
一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	一・五	一	
一六二	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	一・五	一	

一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	一・五	一	
一六四	ガラス・同製品製造業（整理番号一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	一・五	一	
一六五	生コンクリート製造業	一・五	一	
一六六	コンクリート製品製造業	一・五	一	
一六七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一・五	一	
一六八	黒鉛電極製造業	一・五	一	
一六九	砕石製造業	一・五	一	
一七〇	鉱物・土石粉砕等処理業	一・五	一	
一七二	うわ敷製造業	一・五	一	
一七三	高炉による製鉄業	一・五	一	
一七五	フェロアロイ製造業	一・五	一	
一七六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	一・五	一	
一七八	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	一・五	一	
一七九	熱間圧延業（整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。）	一・五	一	
一八〇	冷間圧延業（整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。）	一・五	一	
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業	一・五	一	
一八二	鋼管製造業	一・五	一	
一八三	伸鉄業	一・五	一	
一八四	磨棒鋼製造業	一・五	一	

二〇四	電子回路製造業	一・五	一	
二〇三	一般機械器具製造業	一・五	一	
二〇二	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	二	一	
二〇一	電気めっき業	二	一	
二〇〇	非鉄金属製造業	一・五	一	
一九九	鉄鋼業(整理番号一七三の項から前項までに掲げるものを除く。)	一・五	一	
一九八	鉄粉製造業	一・五	一	
一九七	可鍛鉄製造業	一・五	一	
一九六	鑄鉄管製造業	一・五	一	
一九五	銑鉄鑄物製造業(次項及び整理番号一九七の項に掲げるものを除く。)	一・五	一	
一九四	鑄鋼製造業	一・五	一	
一九三	鍛工品製造業	二	一	
一九二	鍛鋼製造業	一・五	一	
一九一	表面処理鋼材製造業(整理番号一八七の項から前項までに掲げるものを除く。)	一・五	一	
一九〇	めっき鉄鋼線製造業	一・五	一	
一八九	めっき鋼管製造業	一・五	一	
一八八	亜鉛鉄板製造業	一・五	一	
一八七	ブリキ製造業	二	一	
一八六	伸線業	一・五	一	
一八五	引抜鋼管製造業	一・五	一	

二二二	弁当仕出屋又は弁当製造業	四	一・五	
二二一	共同調理場(学校給食法第六条に規定する施設をいう。)	四	一・五	
二二〇	空瓶卸売業	四	二	
二〇九	下水道業	一・五	二・三	
二〇八	ガス製造工場	二	一	
二〇七	精密機械器具製造業	一・五	一	
二〇六	輸送用機械器具製造業	一・五	一	
二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	一・五	一	

(-) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含む汚水を多量に受け入れて処理するものは、(-)の欄及び(二)の欄の値は、それぞれ一・三とする。

(二) 高濃度のりんを含む汚水を多量に受け入れて処理するもの(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあつては、(-)の欄及び(二)の欄の値は、それぞれ三・〇とする。

二三〇	地方卸売市場	四	一・五	
二二九	中央卸売市場	四	二	
二二八	と畜場	四	二	
二二七	死亡獣畜取扱業	四	二	
二二六	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	一・五	一	
二二五	廃油処理業	一・五	一	
二二四	ごみ処理業	一・五	一	
二三三	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	五	一	
二二二	し尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇人以上五〇〇人以下のものに限る。)	六	一	
二二二	し尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以上のものに限る。)	六	一	
二二〇	病院	四	二	
二二九	自動車整備業	四	二	
二二八	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	四	二	
二二六	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	四	一	
二二五	リネンサプライ業	四	一	
二二四	宿泊業	四	二	
二三三	飲食店	四	二	

二三二	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第一条の二各号に掲げるものをいう。)	四	一	
二三二	自動式車両洗浄施設	一・五	一	
二三二	浄水施設	一・五	一	
二三二	指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設(整理番号二二二の項及び同二二二の項に係るものを除く。)	六	一	
二三二	その他のもの	六	一	

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001